



平成 25 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社エンチャー
 代表者名 代表取締役社長 遠藤 健夫
 (JASDAQ・コード8208)
 問合せ先 取締役経営企画室長 長谷川英一
 (TEL 0545-57-0850)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 52 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に伴い、現行定款第 2 条について事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備えて補欠監査役の選任を毎年行う不便さを避けるため、補欠監査役の選任の効力を 2 年とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～23. (条文省略)	1. ～23. (現行どおり)
(新 設)	24. <u>発電および電気の供給、販売</u>
24. ～37. (条文省略)	25. ～38. (現行どおり)
第 3 条～第 28 条 (条文省略)	第 3 条～第 28 条 (現行どおり)
(新 設)	(<u>補欠監査役の予選の効力</u>)
	第 29 条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後</u>
	<u>2 年以内に終了する事業年度のうち</u>
	<u>最終のものに関する定時株主総会開</u>
	<u>始の時までとする。</u>
第 29 条～第 38 条 (条文省略)	第 30 条～第 39 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 25 年 6 月 25 日 (予定)
 定款変更の効力発生日 平成 25 年 6 月 25 日 (予定)

以 上